（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第一条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「六百四十七円」を「六百四十六円」に改める。

（国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第二条　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「七百三十円」を「七百二十九円」に改め、同条第三号中「二千三円」を「二千円」に改め、同条第四号中「五十九円」を「五十八円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千九百三円」を「千九百四円」に改める。

第二条中「千九百三円」を「千九百四円」に、「三千七百五十三円」を「三千七百五十六円」に改める。

第三条中「千八百五十円」を「千八百五十二円」に改める。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第四条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成十七年政令第百四十九号）の一部を次のように改正する。

「二千六百十五円」を「二千五百八十九円」に改める。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第五条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成三十一年政令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第一号中「二千六百十五円」を「二千百二円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める負担金、交付金又は事務費から適用する。

一　第一条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第一条　令和二年度分として負担する負担金

二　第二条の規定による改正後の国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条　令和二年度分として交付する交付金

三　第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条から第三条まで　令和二年度分として交付する事務費

四　第四条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令　令和二年度分として交付する交付金

五　第五条の規定による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令　令和二年度分として交付する交付金

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　菅　義偉

省　令

○厚生労働省令第四十五号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条第四項第三号の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月五日

厚生労働大臣　田村　憲久

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（組合員以外の者に事業を利用させることのできる場合）	（組合員以外の者に事業を利用させることのできる場合）
第十一条　法第十二条第四項第三号に規定する厚生労働省令で定める事業は次の各号に掲げる事業とし、同号に規定する厚生労働省令で定めるところにより利用させる場合は当該事業の区分に応じ、当該各号に定める場合（組合員による利用分量と組合員以外の者による利用分量とを区別することができる場合に限る。）とする。	**第十一条**　法第十二条第四項第三号に規定する厚生労働省令で定める事業は次の各号に掲げる事業とし、同号に規定する厚生労働省令で定めるところにより利用させる場合は当該事業の区分に応じ、当該各号に定める場合（組合員による利用分量と組合員以外の者による利用分量とを区別することができる場合に限る。）とする。
一　物品を供給する事業　次に掲げる場合	一　物品を供給する事業　次に掲げる場合
イ～ヘ　（略）	イ～ヘ　（略）
ト　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四条に規定する地域住民等により構成された地域の課題の解決を図る取組を行う組織が、貧困その他の事由により生活を営む上で困難を有する者に対し必要な便宜を供与する場合において、当該組織に対し当該便宜の供与に必要な物品を供給する場合	（新設）
二・三　（略）	二・三　（略）

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○国土交通省令第八号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第十四条の四の規定に基づき、船員法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月五日

国土交通大臣　赤羽　一嘉